

第5次福島町総合計画後期実施計画の策定について

1. 第5次福島町総合計画の検証について

(1) 基本計画の検証（施策評価）について

福島町総合計画の策定と運用に関する条例の第10条の規定に基づき、福島町総合計画審議会において外部評価を実施している。

基本計画の施策評価については、前期計画4年間終了後に結果を評価するものとしているが、年度末の実績に基づき審議会委員から意見をいただきながら進めることとしており、各年度の状況について取りまとめている。

※資料1

(2) 実施計画の検証（事務事業評価）について

実施計画については、福島町総合計画の策定と運用に関する条例第9条に規定する事業進行管理表を策定し、事業の具体的内容や進捗状況等について管理しているところである。

また、まちづくり基本条例第18条第3項には「町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その状況を公表します。」と規定され、事業進行管理の公表資料となっており、ホームページで公表しているところである。

実施計画の事務事業評価については、事業進行管理表により福島町総合計画の策定と運用に関する条例第10条に規定に基づき、福島町総合計画審議会において外部評価を実施している。

※資料2

2. 第5次福島町総合計画後期実施計画等策定の考え方について

(1) 後期実施計画の策定について

後期実施計画の策定にあたっては、基本目標を達成するための施策となる実施事業を中心に策定作業を進めており、素案がまとまった段階で、福島町総合計画審議会に諮問し、ご意見をいただくとともに、議会からの意見もいただきながら策定したいと考えている。

(2) 基本計画について

基本計画については現行どおりとするが、まちづくり項目毎に「目標とする指標」を平成31年度まで設定していることから、前期に引き続き後期の指標を設定することとする。

なお、計画推進のため施策の位置づけが必要な場合は見直しを行い、基本計

画と実施計画の整合性を図ることとする。

(3) 財政推計について

これまで、町の財政運営については、「第2次福島町行財政推進プラン（H28～H31）」に基づき行われてきたが、本プランは行政運営に関する内容が主なものであり、今後それらは、行政改革大綱において方向性等を整理することとし、また、財政運営に係る財政推計については、実施計画の策定やローリング等の変更を踏まえ財政推計を行い、本推計に基づき財政運営を行うこととする。

こうしたことから、次期プランについてはこれらに包含されることとなり、財政推計については、実施計画において示すこととする。

(4) 策定スケジュールについて

時 期	会 議 名	内 容
10月1日	第2回総合計画審議会	○第5次福島町総合計画の諮問について ・基本構想変更、基本計画変更、後期実施計画の策定
10月4日	第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員会	○基本計画及び前期実施計画の検証
※総合計画審議会及び議会の意見を踏まえた見直しを行う。		
11月上旬	第3回総合計画審議会	○基本構想変更、基本計画変更、後期実施計画（案）審議
11月18日	調査特別委員会	○後期実施計画（案）調査
※総合計画審議会及び議会の意見を踏まえた見直しを行う。		
11月下旬	第4回総合計画審議会	○第5次福島町総合計画答申
12月上旬	町議会定例会 12月会議	○第5次福島町総合計画の変更上程 ・基本構想の変更、基本計画変更、後期実施計画（案）